

資料目次

- 「かながわ健康プラン21（第2次）」目標項目の進捗一覧…………… 資料1
- 「かながわ健康プラン21（第2次）」策定から最終評価までの経過… 資料2
- 神奈川県生活習慣病対策委員会…………… 資料3
- かながわ健康プラン21目標評価部会…………… 資料4
- かながわ健康プラン21目標評価ワーキングチーム…………… 資料5
- かながわ健康プラン21推進会議…………… 資料6
- かながわ健康プラン21地域・職域連携推進部会…………… 資料7
- 健康づくり施策推進連絡会…………… 資料8

「かながわ健康プラン21(第2次)」目標値項目の進捗一覧

目標		主な指標	計画基準値		H25	H26	H27	H28		
全体目標	1	平均寿命の延伸の増加分を上回る健康寿命の延伸をはかる	H22	男性 70.90年 女性 74.36年	男性 71.57年 女性 74.75年	—	—	男性 72.30年 女性 74.64年		
	2	県内の各地域健康格差の縮小をはかる	H22	地域政策圏単位 (最長と最短の差) 男性 0.49年 女性 0.51年	男性 0.70年 女性 0.48年	男性 0.74年 女性 0.60年	男性 0.72年 女性 0.67年	男性 0.70年 女性 0.67年		
主な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	がん	3	がんの75歳未満の年齢調整死亡率の減少(人口10万対)	H20	86.3	78.8 (8.7%減)	78.1 (9.5%減)	76.8 (11.0%減)	75.4 (12.6%減)	
		4	がん検診受診率の向上	H22	胃がん 31.7% 大腸がん 24.1% 肺がん 23.3% 乳がん 38.9% 子宮がん 37.9%	39.5% 38.5% 41.8% 42.9% 43.0%	—	—	41.8% 42.2% 45.9% 45.7% 44.6%	
	循環器	5	脳血管疾患の年齢調整死亡率の減少(人口10万対)	H22	男性 45.6 女性 26.0	—	—	男性 36.6 女性 19.0	—	
		6	虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少(人口10万対)	H22	男性 33.9 女性 12.7	—	—	男性 27.3 女性 8.7	—	
		7	高血圧の改善(平均収縮期血圧を下げる)(40～89歳)	H21～H23	男性 136mmHg 女性 128mmHg	(H25～27) 男性 138mmHg 女性 132mmHg				—
		8	脂質異常症の減少(40～74歳)	H22	男性 12.4% 女性 13.4%	男性 13.2% 女性 13.7%	男性 13.2% 女性 13.9%	男性 12.9% 女性 13.4%	男性 12.4% 女性 12.7%	
	糖尿病	9	血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少(HbA1cがJDS値8.0%(NGSP値8.4%以上)の者の割合の減少(40～74歳))	H22	HbA1cがJDS値8.0%以上又はNGSP値8.4%以上 1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	
		10	糖尿病有病者の増加の抑制(40～74歳)	H22	21万人	23万人	23万人	24万人	25万人	
		11	糖尿病治療継続者の割合の増加(20歳以上)	H21～H23	58.3%	(H25～27) 68.7%				—
		12	合併症(糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数)の減少	H22	959人	960人	957人	1,007人	1,039人	
	COPD	12	慢性閉塞性肺疾患(COPD)認知度の向上	H25	11.9%	同左	13.3%	13.2%	—	
		健診等	13	特定健康診査の実施率の向上	H22	40.3%	45.9%	48.6%	49.7%	51.0%
			14	特定保健指導の実施率の向上	H22	9.8%	13.0%	12.3%	12.2%	13.6%
	社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	こころの健康	15	自殺者数の減少	H17	1,707人	1,606人	1,552人	1,509人	1,309人
H28			1,309人 (最終評価基準値)							
16		気分障害(躁うつ病含む)の患者数の減少	H20	53,000人	—	68,000人	—	—		
次世代の健康		17	朝食を欠食する小学5年生の割合の減少	H24	4.0%	—	—	—	—	
		18	子どもの週3回以上のスポーツ実施率の増加 非実施率の減少	H22	45.8% 14.1%	46.2% 14.3%	45.4% 13.3%	46.6% 12.0%	47.9% 12.2%	
		19	全出生数中の低出生体重児の割合の減少	H23	9.6%	9.4%	9.5%	9.4%	9.5%	
		20	小学5年生の肥満傾向の割合の減少	H23	9.0%	8.9%	9.2%	7.4%	7.7%	
高齢者		21	介護保険サービス利用者の増加の縮小	H24	26万人	28万人	29万人	30万人	32万人	
	22	ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を認知している20歳以上の県民の割合の増加	H25	9.6%	同左	12.6%	13.8%	—		
	23	低栄養傾向の高齢者の増加の抑制	H22	16.9%	17.7%	18.1%	18.2%	17.9%		
健康を社会環境を守る整備	54	「未病改善」の取組を行っている人の割合の増加	H30	58.3%	—	—	—	—		
	55	未病センターの利用者数の増加	H30	353,717人	—	—	—	—		
	24	健康や医療サービスに関係したボランティア活動をしている割合	H23	2.7%	—	—	—	2.9%		
	25	健康づくり事業等において、健康格差対策を図っている市町村の増加	H25	30市町村	同左	—	—	33市町村		

(令和5年1月末時点)

H29	H30	R1	R2	R3	R4	目標値	出典
—	—	男性 73.15年 女性 74.97年	—	—	—	R4 延伸	健康寿命の算定・評価と延伸可能性の予測に関する研究—2019年の算定、2010～2019年の評価、2020～2040年の予測—
男性 0.73年 女性 0.68年	男性 0.75年 女性 0.73年	男性 0.72年 女性 0.67年	—	—	—	R4 縮小	65歳からの平均自立期間（健康寿命・健康格差調査等分析事業）
71.4 (17.3%減)	70.2 (18.7%減)	67.9 (21.3%減)	68.4 (20.7%減)	65.8 (23.8%減)	—	H29 69.0 (平成20年から20%減) R4 ー	人口動態統計
—	—	41.7% 43.5% 47.9% 47.8% 47.4%	—	—	—	R5 胃がん 50%以上 大腸がん 50%以上 肺がん 50%以上 乳がん 50%以上 子宮がん 50%以上	国民生活基礎調査
—	—	—	—	—	—	R4 男性 38.0 女性 23.8	人口動態統計特殊報告
—	—	—	—	—	—	R4 男性 27.9 女性 11.6	
(H29～R1) 男性 136mmHg 女性 129mmHg			—	—	—	R4 男性 132mmHg 女性 124mmHg	県民健康・栄養調査
男性 12.2% 女性 12.3%	男性 13.7% 女性 14.1%	男性 14.2% 女性 14.3%	—	—	—	R4 男性 9% 女性 10%	NDBオープンデータ
0.8%	0.8%	0.8%	—	—	—	R4 1.0%	NDBオープンデータ
25万人	26万人	26万人	—	—	—	R4 22万人	NDBオープンデータ
(H29～R1) 71.1%			—	—	—	R4 65%	県民健康・栄養調査
1,008人	953人	955人	927人	883人	—	R4 925人	日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現況」
13.6%	17.2%	13.5%	—	—	—	R4 80%	県民健康・栄養調査
52.5%	53.6%	55.1%	52.4%	—	—	R5 70%以上	特定健康診査・特定保健指導に関するデータ
14.4%	17.9%	18.5%	18.0%	—	—	R5 45%以上	
26.5%	26.9%	27.4%	29.2%	—	—	R5 平成20年度比 25%以上減少	特定健康診査・特定保健指導に関するデータ
1,354人	1,293人	1,210人	1,402人	1,369人	—	R4 平成28年の自殺死亡率 14.6から15%以上 減少（R3数値）	人口動態統計
115,000人	—	—	161,000人	—	—	R4 平成20年から10% 減少（48,000人以下）	患者調査総患者数
4.6%	—	—	—	—	3.3%	R4 0%に近づける	教育局「食生活に関する調査」
46.7% 13.5%	46.5% 13.7%	46.8% 14.4%	— (コロナにより 調査中止)	46.5% 14.0%	—	R2 55%以上 10%以下	教育局「神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書」よりスポーツ課にてデータ加工
9.6%	9.3%	9.5%	9.0%	9.1%	—	R4 減少	人口動態統計
7.8%	7.5%	9.1%	9.9%	10.9%	—	R4 減少	学校保健統計調査
32万人	33万人	34万人	35万人	36万人	—	R7 37万人	介護保険事業状況報告
12.6%	13.2%	16.6%	—	—	—	R4 80%	県民健康・栄養調査
17.6%	17.4%	17.4%	—	—	—	R4 22%	NDBオープンデータ
—	58.3%	83.3%	84.7%	56.9%	—	R4 85.0%	県民ニーズ調査、健康増進課調べ
—	353,717人	491,630人	82,473人	106,617人	—	R4 405,000人	健康増進課調べ
—	—	—	—	1.9%	—	R4 25%	社会生活基本調査
—	—	—	—	33市町村	—	R4 33市町村	健康増進課調べ

目標	主な指標	計画基準値	H25	H26	H27	H28	
栄養・食生活	適正体重を維持している者の割合の増加 20～60歳代 男性の肥満者の減少	H21～ H23	28.2%	(H25～27) 27.0%		—	
	40～60歳代 女性の肥満者の減少		17.2%	(H25～27) 18.8%		—	
	20歳代 女性のやせの減少		21.2%	(H25～27) 28.9%		—	
	27 主食・主菜・副菜を組合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合の増加	H25	61.9%	同左	60.7%	57.0%	—
	28 食塩一日摂取量が8g未満の者の割合の増加	H21～ H23	28.1%	(H25～27) 30.2%		—	
	29 野菜一日摂取量が350g以上の者の割合の増加		26.8%	(H25～27) 30.3%			
	30 果物一日摂取量が100g未満の者の割合の減少		61.3%	(H25～27) 58.4%			
	31 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる共食の回数の増加	H24	9回/週	9回/週	9回/週	9回/週	9回/週
	32 栄養成分（4項目）を表示している特定給食施設の割合の増加	H23	83.7%	88.6%	90.4%	90.4%	91.1%
	身体活動・運動	成人の日常生活における歩数の増加 20～59歳	H21～ H23	男性 8,683歩 女性 8,079歩	(H25～27) 男性 8,248歩 女性 7,476歩		—
60歳以上		男性 7,028歩 女性 5,599歩		(H25～27) 男性 6,938歩 女性 6,253歩		—	
成人の運動習慣者（1回30分、週2回以上の運動を1年以上継続している者）の割合の増加 20～59歳		H21～ H23	男性 28.9% 女性 28.0%	(H25～27) 男性 22.5% 女性 24.5%		—	
60歳以上			男性 56.3% 女性 40.2%	(H25～27) 男性 51.6% 女性 42.1%		—	
飲酒	35 目覚めた時に疲労感が残る者の割合の減少	H21～ H23	男性 23.9% 女性 23.3%	(H25～27) 男性 18.3% 女性 15.1%		—	
	36 週労働時間60時間以上の就業者の割合の減少 (年間200日以上就業)	H19	11.6%	—	—	—	
	37 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者（成人1日当たりの純アルコール摂取量 男性40g以上、女性20g以上の者）の割合の減少	H21～ H23	男性 17.7% 女性 8.1%	(H25～27) 男性 15.4% 女性 12.4%		—	
	38 未成年者の飲酒をなくす (0%にする)	H22	男性 20.8% 女性 15.8%	(H25～27) 男性 21.6% 女性 25.6%		—	
	39 妊娠中の飲酒をなくす (0%にする)	H23	4.5%	—	—	2.6%	1.5%
たばこ	40 成人の喫煙率の減少	H22	男性 30.8% 女性 8.3%	(H25～27) 男性 26.9% 女性 9.7%		—	
	41 未成年者の喫煙をなくす (0%にする)	H22	男性 8.3% 女性 5.3%	(H25～27) 男性 5.4% 女性 2.6%		—	
	42 妊娠中の喫煙をなくす (0%にする)	H23	3.5%	—	—	2.9%	2.6%
	43 公共的施設で受動喫煙を経験した人の割合の減少	H27	25.5%	—	—	25.5%	—
歯・口腔の健康	44 60歳代における咀嚼満足者の割合の増加	H23	70.3%	—	—	—	73.8%
	45 80歳（75～84歳）で20本以上の自分の歯を有する者の割合の増加	H22	34.6%	(H25～27) 44.7%		—	
	46 60歳（55～64歳）で24本以上自分の歯を有する者の割合の増加	H23	75.4%	—	—	—	74.2%
	47 40歳（35～44歳）で喪失歯のない者の割合の増加	H23	46.2%	—	—	—	60.8%
	48 20歳代における歯肉に異常所見の無い者の割合の増加	H23	41.2%	—	—	—	46.0%
	49 40歳代における進行した歯周疾患を有する者の割合の減少	H23	24.7%	—	—	—	55.6%※
	50 60歳代における進行した歯周疾患を有する者の割合の減少	H23	74.3%	—	—	—	69.3%※
	51 3歳児でむし歯がない者の割合が80%以上の市町村の増加	H22	18市町村 (54.5%)	27市町村 (81.8%)	29市町村 (87.9%)	30市町村 (90.9%)	29市町村 (87.9%)
	52 12歳児の1人平均むし歯数が1.0本未満である圏域の増加	H22	5圏域 (62.5%)	—	7圏域 (87.5%)	6圏域 (75.0%)	7圏域 (87.5%)
53 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	H23	41.1%	—	—	—	49.2%	

栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善の促進

H29	H30	R01	R02	R03	R04	目標値		出典
	(H29～R1) 28.6%		—	—		R4	25%	県民健康・栄養調査
	(H29～R1) 21.7%		—	—	15%			
	(H29～R1) 14.7%		—	—	20%			
53.2%	58.9%	56.3%	—	—		R4	80%	県民健康・栄養調査
	(H29～R1) 32.3%		—	—		R4	56%	県民健康・栄養調査
	(H29～R1) 30.1%				45%			
	(H29～R1) 57.0%				30%			
10回/週	9回/週	11回/週	9回/週	9回/週	9回/週	R4	週11回以上	県民ニーズ調査
91.4%	92.5%	93.2%	93.7%	93.6%		R4	100%	栄養・食生活対策推進事業実績報告
	(H29～R1) 男性 7,963歩 女性 7,561歩		—	—		R4	男性 9,500歩 女性 9,000歩	県民健康・栄養調査
	(H29～R1) 男性 6,394歩 女性 5,456歩		—	—		R4	男性 8,000歩 女性 6,500歩	
	(H29～R1) 男性 24.4% 女性 28.7%		—	—		R4	男性 39% 女性 38%	県民健康・栄養調査
	(H29～R1) 男性 49.2% 女性 47.6%		—	—		R4	男性 66% 女性 50%	
	(H29～R1) 男性 17.7% 女性 16.5%		—	—		R4	男性 20%以下 女性 20%以下	県民健康・栄養調査
7.7%	—	—	—	—		R4	減少	就業構造基本調査
	(H29～R1) 男性 18.4% 女性 12.2%		—	—		R4	男性 15% 女性 7%	県民健康・栄養調査
	(H29～R1) 男性 16.1% 女性 13.9%		—	—		R4	男性 0% 女性 0%	県民健康・栄養調査
3.4%	2.1%	2.0%	1.0%	1.5%		R4	0%	母子保健に関する実施状況等調査
	(H29～R1) 男性 27.4% 女性 9.3%		—	—		R4	男性 21.5% 女性 4.4%	県民健康・栄養調査
	(H29～R1) 男性 3.2% 女性 0%		—	—		H29 R4	男性 0% 女性 0% —	県民健康・栄養調査
4.9%	2.4%	2.3%	2.0%	2.0%		R4	0%	母子保健に関する実施状況等調査
—	15.5%	—	—	設問が変わり入手不可		R5	9.8%	受動喫煙に関する県民意識調査
—	—	—	74.5%	—	—	R4	80%	県民歯科保健実態調査
	(H29～R1) 62.7%		—	—		R4	65%	県民健康・栄養調査
—	—	—	78.1%	—	—	R4	85%	県民歯科保健実態調査
—	—	—	60.5%	—	—	R4	65%	県民歯科保健実態調査
—	—	—	44.1%	—	—	R4	50%	県民歯科保健実態調査
—	—	—	54.0%	—	—	R4	15%	県民歯科保健実態調査
—	—	—	70.8%	—	—	R4	65%	県民歯科保健実態調査
32市町村 (97.0%)	32市町村 (97.0%)	32市町村 (97.0%)	33市町村 (100%)	33市町村 (100%)		R4	33市町村 (100%)	県母子保健報告及び健康増進課調べ
8圏域 (100%)	8圏域 (100%)	8圏域 (100%)	7圏域 (87.5%)	8圏域 (100%)		R4	8圏域 (100%)	神奈川県定期歯科検診結果に関する調査
—	—	—	57.0%	—	—	R4	70%	県民歯科保健実態調査

「かながわ健康プラン21（第2次）」策定から最終評価までの経過

日 程	内 容
平成25年8月27日	かながわ健康プラン21推進会議 ・ 県民健康づくり運動について ・ 歯科保健について
平成25年9月19日	かながわ健康プラン21目標評価ワーキングチーム ・ 県民健康・栄養調査の検討 ・ 健康格差の対策に係る調査内容の検討
平成25年11月20日	かながわ健康プラン21目標評価ワーキングチーム ・ 県民健康・栄養調査の集計・評価の視点の検討 ・ 市町村に対して行う健康格差等の調査票の確定 ・ 新かながわ健康づくり10か条（高齢者編）の検討
平成26年2月5日	かながわ健康プラン21推進会議 ・ 「未病を治すかながわ宣言」について ・ 県民健康づくり運動について ・ 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画について
平成26年3月12日	かながわ健康プラン21地域・職域連携推進部会 ・ 平成26年度保健福祉局健康づくり関連主要事業の概要について ・ 県内の事業所及び労働衛生の現状 ・ 平成25年度二次保健医療圏の地域・職域連携推進協議会等の実施状況 ・ がん対策について
平成26年3月20日	かながわ健康プラン21目標評価部会 ・ 「かながわ健康プラン21（第2次）」の目標の基準値の設定について
平成26年3月24日	神奈川県生活習慣病対策委員会 ・ 「かながわ健康プラン21（第2次）」の目標設定について ・ がん検診及び特定健診の実施状況等について ・ 健康寿命日本一を目指した取組について ・ 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の見直し結果について
平成26年8月27日	かながわ健康プラン21推進会議 ・ 県民健康づくり運動について ・ 糖尿病と歯周病予防の取組について
平成26年12月22日	かながわ健康プラン21目標評価ワーキングチーム ・ 県民健康・栄養調査について ・ 県内の健康格差対策について
平成27年3月4日	かながわ健康プラン21目標評価部会 ・ 「かながわ健康プラン21（第2次）」の目標の進捗状況について ・ 市町村健康寿命の算定について ・ 県民健康・栄養調査について
平成27年3月12日	かながわ健康プラン21地域・職域連携推進部会 ・ 平成27年度保健福祉局健康づくり関連主要事業の概要について ・ 「かながわ健康プラン21（第2次）」目標の進捗状況について ・ 県内の事業所及び労働衛生の現状 ・ 平成26年度二次保健医療圏の地域・職域連携推進協議会等の実施状況 ・ がん対策について

日 程	内 容
平成 27 年 3 月 12 日	神奈川県生活習慣病対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会の開催概要について ・平成 26 年度がん・循環器病対策部会の開催概要について ・健康寿命日本一を目指した取組について
平成 27 年 3 月 17 日	かながわ健康プラン 2 1 推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命日本一に向けた取組について ・未病を治すかながわ宣言協力活動登録制度について ・糖尿病と歯周病予防の取組について ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」推進に係る取組の照会について
平成 27 年 10 月 6 日	かながわ健康プラン 2 1 推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・県民健康づくり運動について
平成 28 年 2 月 25 日	かながわ健康プラン 2 1 地域・職域連携推進部会 <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県労働衛生の状況について ・平成 27 年度二次保健医療圏域の地域・職域連携推進協議会の開催状況について ・働く世代を対象とした関連事業について ・平成 28 年度保健福祉局健康づくり関連主要事業の概要
平成 28 年 3 月 11 日	かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキングチーム <ul style="list-style-type: none"> ・県民健康・栄養調査について ・目標と取組状況について
平成 28 年 3 月 16 日	かながわ健康プラン 2 1 推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・健康長寿社会の実現への取組について ・歯科保健事業について ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」推進に係る取組の照会について
平成 28 年 3 月 23 日	かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会 <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」の中間評価について ・目標に係る取組状況について
平成 28 年 3 月 30 日	神奈川県生活習慣病対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会の開催概要について ・平成 27 年度がん・循環器病対策部会の開催概要について ・平成 27 年度に実施した主な事業について ・健康長寿社会の実現への取組について (平成 28 年度)
平成 28 年 10 月 3 日	かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキングチーム <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」及び県民健康・栄養調査に関するスケジュールについて ・県民健康・栄養調査について ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」推進に係る取組状況について
平成 28 年 10 月 18 日	かながわ健康プラン 2 1 推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」及び県民健康・栄養調査に関するスケジュールについて ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」の推進に係る取組について ・「未病を改善する」主な取組について

日 程	内 容
平成 28 年 12 月 19 日	<p>かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」の進捗状況について ・中間評価について ・かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキング (H28. 10. 3) の報告
平成 29 年 2 月 13 日	<p>かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキングチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民健康・栄養調査について ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」中間評価について
平成 29 年 3 月 16 日	<p>かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回目標評価部会での意見と対応について ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」の進捗状況について ・中間評価について ・かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキング (H29. 2. 13) の報告
平成 29 年 3 月 17 日	<p>かながわ健康プラン 2 1 推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度当初予算案について ・ライフステージに応じた「未病改善」の取組について ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」の中間評価について ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」推進に係る取組の照会について
平成 29 年 3 月 30 日	<p>神奈川県生活習慣病対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会の開催概要について ・平成 28 年度がん・循環器病対策部会の開催概要について
平成 29 年 6 月 1 日	<p>かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキングチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民健康・栄養調査報告書について・中間評価のスケジュールについて ・中間評価のイメージ、目次 (案)、役割分担について
平成 29 年 8 月 16 日	<p>かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキングチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間評価の目次 (案) について ・目標分野別の分析・評価について ・神奈川県の健康に関する現状について ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」推進に係る取組について
平成 29 年 10 月 18 日	<p>かながわ健康プラン 2 1 推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」及び県民健康・栄養調査に関するスケジュールについて ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」の推進に係る取組について ・「未病を改善する」主な取組について
平成 29 年 10 月 23 日	<p>かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」の中間評価について ・平成 29～31 年度の県民健康・栄養調査について
平成 29 年 12 月 25 日	<p>かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」の中間評価について ・今後のスケジュールについて
平成 30 年 3 月 19 日	<p>かながわ健康プラン 2 1 推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」の中間評価について ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」推進に係る取組について
平成 30 年 5 月 28 日 ～ 6 月 5 日	<p>かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会 (書面開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」の中間評価について ・「かながわ健康プラン 2 1 (第 2 次)」について

日 程	内 容
平成 30 年 6 月 11 日 ～ 6 月 15 日	神奈川県生活習慣病対策委員会（書面開催） ・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」の中間評価について ・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」について
平成 30 年 11 月 19 日	かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキングチーム ・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」の一部修正について ・目標値の進捗状況及び関連取組事業の実績について ・県民健康・栄養調査について ・中間評価結果の普及について ・今後のスケジュールについて
平成 30 年 11 月 7 日	かながわ健康プラン 2 1 推進会議 ・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」一部修正について ・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」中間評価のまとめ ・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」推進に係る取組状況について
令和元年 1 月 21 日	かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会 ・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」の一部修正について ・目標値の進捗状況について ・県の取組について ・県民健康・栄養調査について ・今後のスケジュールについて
令和元年 8 月 21 日	神奈川県生活習慣病対策委員会 ・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」の一部改定について
令和元年 11 月 5 日	かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキングチーム ・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」の一部改訂について ・今後のスケジュールについて
令和元年 11 月 18 日	かながわ健康プラン 2 1 目標評価部会 ・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」の一部改訂について ・今後のスケジュールについて
令和 2 年 1 月 20 日	神奈川県生活習慣病対策委員会 ・令和元年度がん・循環器病対策部会の開催概要について ・令和元年度「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）目標評価部会の開催概要について ・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」の一部改定について
令和 2 年 5 月 15 日 ～ 5 月 28 日	神奈川県生活習慣病対策委員会（書面開催） ・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」一部改定案（修正案）について
令和 2 年 11 月 30 日	かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキングチーム ・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」及び県民健康・栄養調査に関するスケジュールについて ・県民健康・栄養調査について ・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」推進に係る取組状況について
令和 3 年 3 月 16 日 ～ 3 月 26 日	かながわ健康プラン 2 1 目標評価ワーキングチーム（書面開催） ・県民健康・栄養調査について ・「かながわ健康プラン 2 1（第 2 次）」改訂スケジュールについて

日 程	内 容
令和3年8月5日	かながわ健康プラン21目標評価部会（WEB開催） <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン21（第2次）」改定スケジュールについて ・県民健康・栄養調査について ・「かながわ健康プラン21（第2次）」推進に係る取組状況について
令和3年8月19日 ～9月1日	神奈川県生活習慣病対策委員会（書面開催） <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン21（第2次）」改定スケジュールについて ・令和3年度かながわ健康プラン21目標評価部会の開催概要について ・神奈川県循環器病対策推進計画策定について
令和4年7月6日	健康づくり施策推進連絡会議（WEB開催） <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン21（第2次）」の最終評価について
令和4年7月13日	かながわ健康プラン21目標評価ワーキングチーム（WEB開催） <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン21（第2次）」最終評価のスケジュールについて ・「かながわ健康プラン21（第2次）」最終評価の方法について
令和4年8月26日	かながわ健康プラン21目標評価部会（WEB開催） <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン21（第2次）」最終評価の進め方・スケジュールについて
令和4年9月26日	かながわ健康プラン21目標評価ワーキングチーム（WEB開催） <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン21（第2次）」最終評価報告書骨子案について ・「かながわ健康プラン21（第2次）」目標分野別の分析・評価について
令和4年10月17日	かながわ健康プラン21目標評価部会（WEB開催） <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン21（第2次）」目標分野別の分析・評価について
令和4年11月22日	かながわ健康プラン21目標評価部会（WEB開催） <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン21（第2次）」目標分野別の分析・評価について ・「かながわ健康プラン21（第2次）」最終報告書素案について
令和4年12月16日	かながわ健康プラン21推進会議（WEB開催） <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン21（第2次）」最終評価報告書案について
令和4年12月20日	かながわ健康プラン21目標評価部会（WEB開催） <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康プラン21（第2次）」最終評価報告書案について
令和5年2月6日	神奈川県生活習慣病対策委員会（WEB開催） <ul style="list-style-type: none"> ・かながわ健康プラン21（第2次）最終評価報告書案について

神奈川県生活習慣病対策委員会

神奈川県生活習慣病対策委員会規則

昭和35年1月19日

規則第6号

改正	昭和38年10月8日規則第89号	昭和46年7月23日規則第90号
	昭和48年6月30日規則第79号	昭和61年3月31日規則第32号
	平成2年6月29日規則第40号	平成9年3月31日規則第56号
	平成15年3月20日規則第25号	平成17年3月29日規則第108号
	平成22年3月30日規則第16号	平成30年3月30日規則第23号

神奈川県成人病対策委員会規則をここに公布する。

神奈川県生活習慣病対策委員会規則
題名改正〔平成15年規則25号〕

(目的)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）に基づき設置した神奈川県生活習慣病対策委員会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成15年規則25号〕

(所掌事項)

第2条 神奈川県生活習慣病対策委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 生活習慣病に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 生活習慣病に関する知識の普及啓発に関すること。
- (3) その他生活習慣病の問題に関し必要な事項

一部改正〔平成15年規則25号〕

(委員)

第3条 委員は、関係行政庁の職員及び学識経験を有する者のうちから知事が命じ、又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 特別な事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、医療に関し学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が命じ、又は委嘱する。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長1人、副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順序に従いその職務を代理する。

一部改正〔昭和38年規則89号・46年90号・平成2年40号〕

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会は、その所掌する専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指命する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を委員会に報告する。

(幹事及び書記)

第9条 委員会に、幹事若干人及び書記3人以内を置く。

2 幹事及び書記は、関係行政庁の職員のうちから知事が命じ、又は委嘱する。

3 幹事は、委員会の事務を処理する。

4 書記は、庶務に従事する。

一部改正〔昭和38年規則89号〕

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康医療局保健医療部健康増進課において処理する。

一部改正〔昭和48年規則79号・61年32号・平成9年56号・17年108号・22年16号・30年23号〕

(委任規定)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年10月8日規則第89号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年7月23日規則第90号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年6月30日規則第79号)

この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日規則第32号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年6月29日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第56号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月20日規則第25号)

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日規則第108号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日規則第16号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(様式の作成に係る経過措置)

70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成30年3月30日規則第23号抄)

(施行期日)

1 この規則中第1条及び次項から附則第37項までの規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

神奈川県生活習慣病対策委員会 委員名簿（令和4年度）

団体名等	氏名
県議会	
県議会厚生常任委員会 副委員長	岸部 都
関係団体代表	
公益社団法人神奈川県医師会 理事（公衆衛生）	笹生 正人
公益社団法人神奈川県医師会 理事（地域保健）	小松 幹一郎
一般社団法人横浜市医師会 会長	水野 恭一
公益社団法人川崎市医師会 会長	岡野 敏明
相模医師会連合会 理事	山口 泰
公益社団法人神奈川県病院協会 常任理事	沼田 裕一
公益社団法人神奈川県歯科医師会 常任理事	加藤 尊巳
学識経験者	
東海大学医学部医学科 教授（公衆衛生）	立道 昌幸
県立循環器呼吸器病センター 循環器内科部長（循環器）	福井 和樹
神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科 准教授（産業保健）	津野 香奈美
湘南鎌倉医療大学看護学部 教授（地域保健）	北岡 英子
公益財団法人結核予防会総合健診推進センター（栄養）	佐野 喜子
県立がんセンター臨床研究所がん予防情報学部 部長（がん）	成松 宏人
東海大学体育学部生涯スポーツ学科 教授（運動）	野坂 俊弥
関東労災病院 糖尿病・内分泌内科医師（糖尿病）	浜野 久美子
関係行政機関	
相模原市保健所 所長	鈴木 仁一
藤沢市保健所 所長	阿南 弥生子
町村保健衛生連絡協議会代表（清川村 保健福祉課長）	伊本 貴志

神奈川県生活習慣病対策委員会部会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県生活習慣病対策委員会規則第8条に基づく部会の設置について定める。

(部会)

第2条 神奈川県生活習慣病対策委員会に、次の部会を設置する。

- (1) かながわ健康プラン2 1 目標評価部会
- (2) がん・循環器病対策部会

(所掌事項)

第3条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) かながわ健康プラン2 1 目標評価部会
 - ア かながわ健康プラン2 1 目標達成度の評価に関する専門的、技術的事項についての検討
 - イ その他かながわ健康プラン2 1 推進に関し必要な事項
- (2) がん・循環器病対策部会
 - ア がん対策の総合的推進に関する事項についての検討
 - イ 循環器病対策の総合的推進に関する事項についての検討
 - ウ がん・循環器疾患等に関して、市町村及び検診実施機関における検診方法や精度管理についての検討
 - エ その他必要と認められる事項

(委員の任期)

第4条 部会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 部会に部会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 必要に応じ部会に副部会長を置くことができる。
- 3 副部会長は委員の互選によって定め、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は各部会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

かながわ健康プラン2 1 目標評価部会

かながわ健康プラン2 1 目標評価部会運営要領

(目 的)

第1条 この要領は、神奈川県生活習慣病対策委員会部会設置要綱第2条第1号に規定するかながわ健康プラン2 1 目標評価部会(以下「部会」という。)の運営について定める。

(所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) かながわ健康プラン2 1の改定及び目標の評価に関する専門的、技術的事項についての検討
- (2) その他かながわ健康プラン2 1の評価について必要な事項

(構成員)

第3条 部会の委員は、神奈川県生活習慣病対策委員会委員のうち会長が指名した者及び学識経験を有する者とする。また、必要に応じて委員以外の者の参加を求めることができる。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(運 営)

第4条 部会に部会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 部会に副部会長を置き、委員の互選によって定める。
- 3 副部会長は、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 部会は、必要に応じ部会長が事務局に命じ招集する。

(庶 務)

第5条 部会の庶務は神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課が処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会において別に定める。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

かながわ健康プラン21目標評価部会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要領は、平成18年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月13日から施行する。

かながわ健康プラン2 1 目標評価部会委員名簿（令和4年度）

五十音順

氏 名	役 職
加藤 尊巳	神奈川県歯科医師会 常任理事
北岡 英子	湘南鎌倉医療大学看護学部 教授
小松 幹一郎	神奈川県医師会 理事
佐野 喜子	公益財団法人結核予防会総合健診推進センター
立道 昌幸	東海大学医学部医学科 教授
津野 香奈美	県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科 准教授
野坂 俊弥	東海大学体育学部生涯スポーツ学科 教授
横山 徹爾	国立保健医療科学院生涯健康研究部 部長

かながわ健康プラン2 1 目標評価ワーキングチーム

かながわ健康プラン2 1 目標評価ワーキングチーム運営要領

(目 的)

第1条 かながわ健康プラン2 1 目標評価ワーキングチーム(以下「チーム」という。)を神奈川県生活習慣病対策委員会かながわ健康プラン2 1 目標評価部会に設置し、その運営について定める。

(所掌事項)

第2条 チームの所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 県民健康・栄養調査の内容の検討及び調査実施後の集計結果の分析
- (2) かながわ健康プラン2 1 の取り組みの評価・分析及び今後の方向性の検討

(構成員)

第3条 チームの構成員は次のとおりとし、必要に応じて構成員以外の者の参加を求めることができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉事務所等医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士

(運 営)

第4条 チームに座長を置き、構成員の互選により定める。

2 座長はチームを進行する。

(庶 務)

第5条 チームの庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課が処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

かながわ健康プラン21目標評価ワーキングチーム構成員（令和4年度）

五十音順

氏名	所属・職名	職種
磯崎 夫美子	小田原保健福祉事務所保健福祉部 部長	保健師
市川 佳世	小田原保健福祉事務所保健福祉課 副技幹	管理栄養士
近内 美乃里	鎌倉保健福祉事務所保健福祉部 部長	医師
佐野 喜子	結核予防会総合健診推進センター	学識経験者
中塚 さおり	平塚保健福祉事務所秦野センター保健福祉課 主査	管理栄養士
長島 聡美	鎌倉保健福祉事務所三崎センター保健福祉課 専門歯科衛生士	歯科衛生士
林田 浩一	鎌倉保健福祉事務所保健福祉課 副技幹	歯科医師
弘中 千加	鎌倉保健福祉事務所三崎センター 所長	保健師
古川 弘子	厚木保健福祉事務所保健福祉課 副技幹	管理栄養士
渡辺 良久	東海大学医学部基盤診療学系公衆衛生学 客員准教授	学識経験者
渡邊 亮	県立保健福祉大学ヘルスイノベーション研究科 准教授	学識経験者

事務局

氏名	所属	職名	職種
柁 晴美	健康増進課	課長	一般事務
小野 聡枝		副課長	保健師
鈴木 順子	健康づくりグループ	グループリーダー	一般事務
関野 有貴子		技幹	保健師
上月 康子		副技幹	管理栄養士
芦垣 紀彦		主査	歯科医師
堀内 敬太		主事	一般事務
山崎 幸子		主事	一般事務

かながわ健康プラン2 1 推進会議

かながわ健康プラン2 1 推進会議設置要綱

(設置)

第1条 21世紀の神奈川県における県民健康づくり運動の指針である「かながわ健康プラン21(第2次)」(以下「健康プラン」という。)を県民、企業、学校、行政が一体となり、円滑に推進するために、「かながわ健康プラン21推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

(推進会議の構成等)

第2条 推進会議の構成は、別表のとおりとする。

(会長等)

第3条 推進会議に会長1名及び副会長2名以内を置く。

2 会長は、委員が互選し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会議の議長を務め、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 推進会議は、次の事項を所掌する。

(1) 健康プラン推進のための総合調整に関すること。

(2) 健康プランの普及啓発に関すること。

(3) 健康プラン推進の評価に関すること。

(4) 健康づくりに向けた体操推進運動に関すること。

(5) その他健康づくりに関すること。

(部会)

第5条 会長は、健康プラン推進上特に必要な課題について、検討及び推進するために部会を設置することができる。

(運営)

第6条 推進会議及び部会は、必要により会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議及び部会に出席させることができる。

(事務局)

第7条 推進会議の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課及び公益財団法人かながわ健康財団が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議等の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年5月28日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

(公社)神奈川県医師会 (公社)神奈川県栄養士会 (公社)神奈川県看護協会 (公財)かながわ健康財団 神奈川県厚生農業協同組合連合会 神奈川県国民健康保険団体連合会 (公社)神奈川県歯科医師会 神奈川県私学保護者会連合会 神奈川県消化器がん検診機関一次検診連絡協議会 (一社)神奈川県商工会議所連合会 神奈川県商工会連合会 神奈川県消費者団体連絡会 神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会 (公社)神奈川県食品衛生協会 (公財)神奈川県体育協会 神奈川県スポーツ推進委員連合会 神奈川県地域婦人団体連絡協議会 (一社)神奈川県調理師連合会 神奈川県PTA協議会 神奈川県民生委員児童委員協議会 (公社)神奈川県薬剤師会	神奈川県立高等学校PTA連合会 NPO法人神奈川県レクリエーション協会 (公財)神奈川県老人クラブ連合会 神奈川県労働者福祉協議会 (株)神奈川新聞社 (福)神奈川県社会福祉協議会 禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議 健康保険組合連合会神奈川連合会 (株)テレビ神奈川 (公財)神奈川県公園協会 全国健康保険協会神奈川支部 厚生労働省神奈川労働局 横浜市健康福祉局 川崎市健康福祉局 相模原市健康福祉局 横須賀市健康部 藤沢市福祉健康部 茅ヶ崎市保健所 神奈川県都市衛生行政協議会 神奈川県町村保健衛生連絡協議会 神奈川県健康医療局
--	--

かながわ健康プラン 2 1 地域・職域連携推進部会

かながわ健康プラン 2 1 地域・職域連携推進部会設置要綱

(設置)

第1条 県内における地域と職域の連携を図り、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備、構築するため、かながわ健康プラン 2 1 推進会議設置要綱第5条に基づき、かながわ健康プラン 2 1 地域・職域連携推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

(推進部会の構成等)

第2条 推進部会の構成は、別表のとおりとする。

(部会長等)

- 第3条 推進部会に部会長1名及び副部会長1名を置く。
- 2 部会長は、委員が互選し、副部会長は委員のうちから部会長が指名する。
 - 3 部会長は、部会の議長を務め、推進部会を代表する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(所掌事務)

- 第4条 推進部会は次の事項を所掌する。
- (1) かながわ健康プラン 2 1 の推進に向けた地域保健及び職域保健関係機関などの役割分担及び連携の促進に関すること。
 - (2) 神奈川県保険者協議会との連携に関すること。
 - (3) その他

(運営)

- 第5条 推進部会は、必要により部会長が召集する。
- 2 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者を推進部会に出席させることができる。

(事務局)

第6条 推進部会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年8月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年11月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年12月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(別表) かながわ健康プラン2 1 地域・職域連携推進部会構成団体

団 体 区 分	構 成 団 体
神奈川県保険者協議会	全国健康保険協会神奈川支部 健康保険組合連合会神奈川連合会 神奈川県国民健康保険団体連合会
医療関係機関	神奈川県医師会 神奈川県歯科医師会
産業保健関係機関	神奈川労働局 神奈川産業保健総合支援センター
健康関連団体	かながわ健康財団
市町村	横浜市 (地域・職域連携推進事業担当課) 川崎市 (地域・職域連携推進事業担当課) 相模原市 (地域・職域連携推進事業担当課) 藤沢市 (地域・職域連携推進事業担当課) 茅ヶ崎市 (地域・職域連携推進事業担当課)

健康づくり施策推進連絡会議

健康づくり施策推進連絡会議設置要領

1 目的

都道府県健康増進計画である「かながわ健康プラン21」を県民健康づくり運動として推進するために、庁内の関係各課の施策の推進等について協議、検討するため「健康づくり施策推進連絡会議」（以下「推進連絡会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

推進連絡会議は、かながわ健康プラン21について次の事項について所掌する。

- (1) かながわ健康プラン21の推進に向けた県の取組みの内容及び実績の確認
- (2) (1)に対する自己評価
- (3) かながわ健康プラン21の推進に向けた今後の取組み
- (4) かながわ健康プラン21の改定に関する事
- (5) その他かながわ健康プラン21の推進に関わる事

3 構成

推進連絡会議の構成は、別表のとおりとする。

なお、推進連絡会議を開催するに当たり健康増進課長が必要と認めた場合は、別表以外の課を構成員とすることができる。

4 運営

事務は、神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課健康づくりグループが行う。

5 その他

この要領に定めるものの他、推進連絡会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

(別表)

局名	部名	課名
政策局	いのち・未来戦略本部室	
スポーツ局		スポーツ課
環境農政局	農水産部	農地課
福祉子どもみらい局	福祉部	高齢福祉課
健康医療局	保健医療部	医療保険課
		がん・疾病対策課
産業労働局	労働部	雇用労政課
教育局	指導部	保健体育課
事務局	保健医療部	健康増進課



神奈川県

健康医療局保健医療部健康増進課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 (代表)